

燃料価格転嫁促進策について

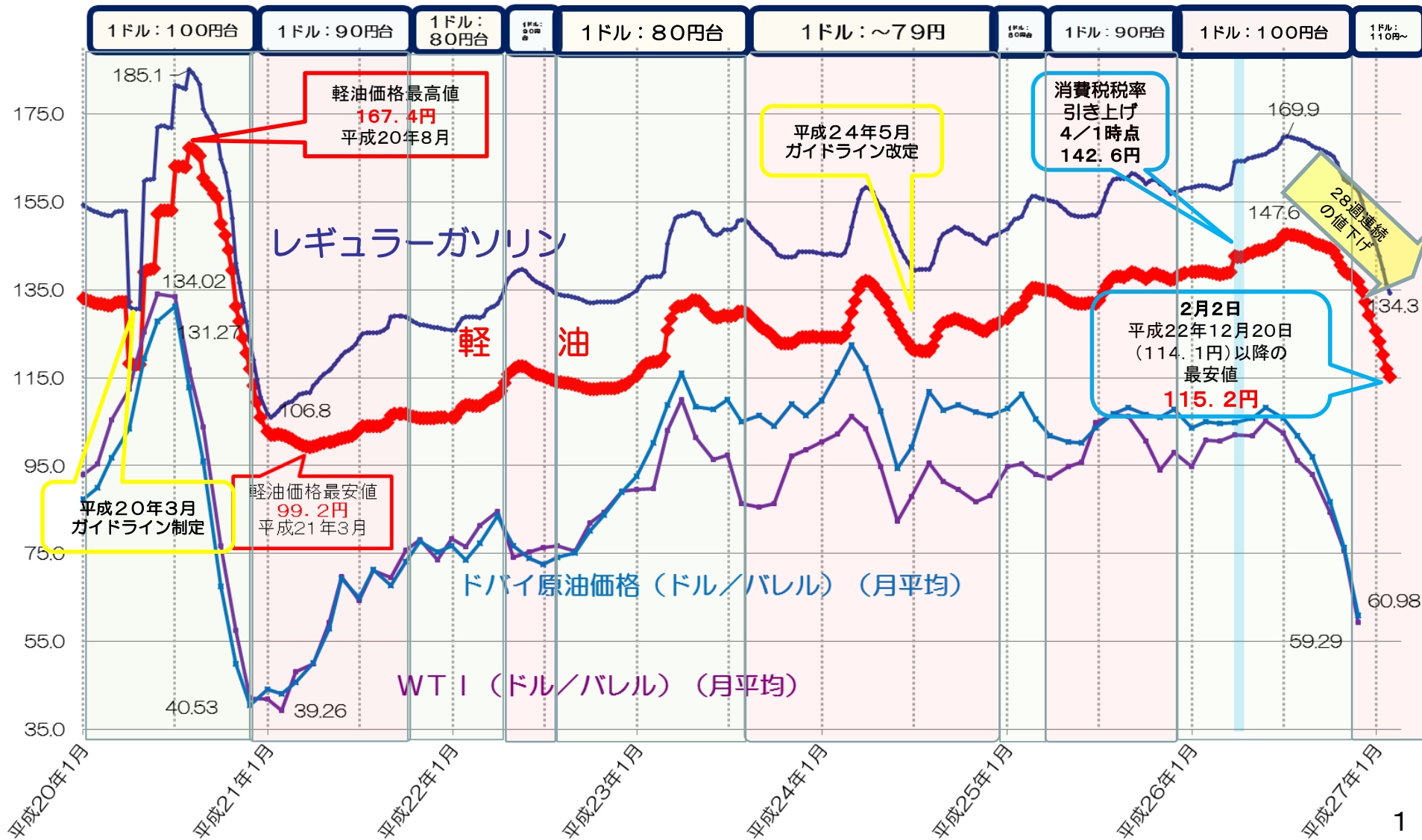
平成27年2月9日

トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議

国土交通省自動車局貨物課

最近の燃料価格の推移について

最近の燃料価格推移（スタンド：税込み）



軽油価格高騰に関する国土交通省の取組み及び経緯

- H20.3.14 「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」の策定・発出
・相談窓口を自動車局、すべての運輸支局等に設置
- H24.5.16 「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」の改訂
- H24.6以降 各都道府県での説明会の開催及び地方運輸局・支局等へ設置されている適正取引相談窓口による助言

最近の国土交通省の取組み及び経緯

- H25.4.11 公正取引委員会とも協議の上、国土交通省から全日本トラック協会へ「トラック運送業における燃料サーチャージの導入の促進に向けての取組について」を発出
・トラック事業者と荷主との間における協議の場の設定などを含め、トラック協会として有用な取組を喚起
- H25.5.～7 燃料サーチャージ制の導入及び適正取引の推進への協力要請を実施
・国土交通省及び経済産業省から(一社)日本経済団体連合会(平成25年5月28日)及び日本商工会議所(平成25年5月29日)に対する要請を実施
・地方運輸局及び経済産業局から地方経済団体等に対する要請を順次実施(7月までに73団体実施済み)
- H25.8～ 荷主に向けてのリーフレット等による啓発の展開
- H25.10～ 各都道府県での説明会の開催 (H26.3までにすべての都道府県で実施)
・国土交通省及び全日本トラック協会等と共催の下、各都道府県毎でのトラック事業者と荷主を対象とした「トラック事業者と荷主とのパートナーシップ構築セミナー」を実施

燃料価格高騰分の収受状況 ※元請事業者、物流子会社217社に対する調査結果による。

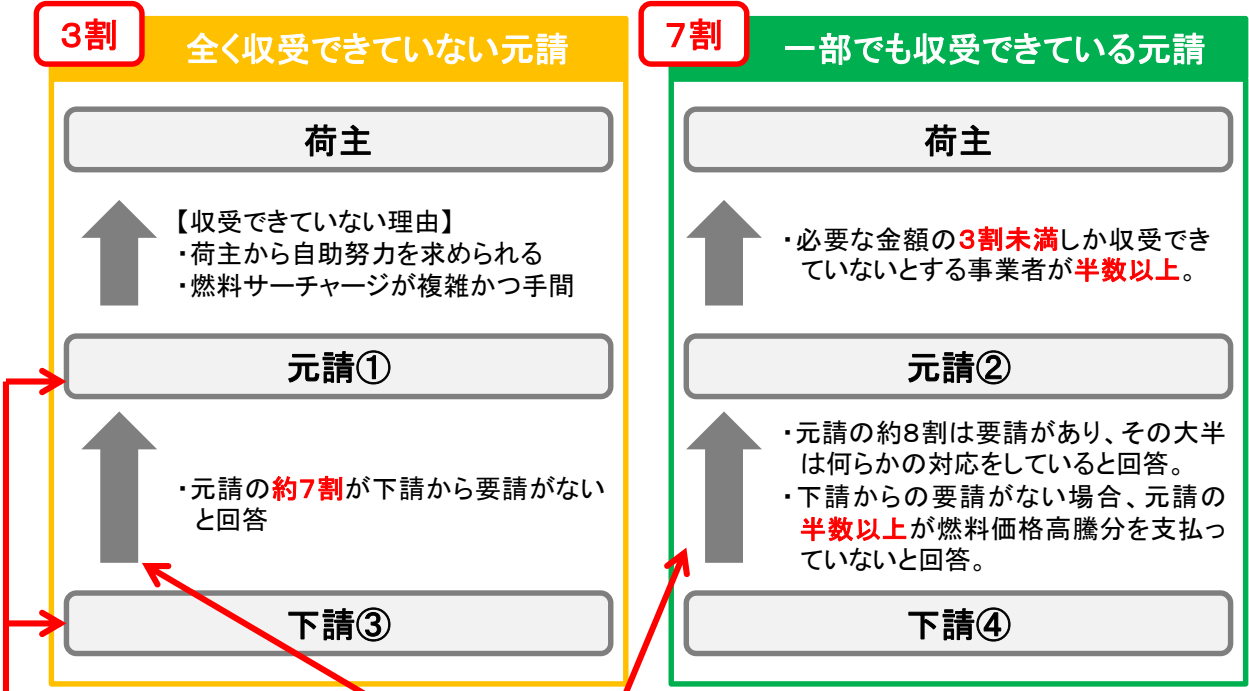
- ・ 燃料価格転嫁については、「燃料サーチャージ制度」(運賃とは別立てで高騰分を収受)による場合と、「運賃料金改定」(一般的な運賃交渉)の中で転嫁している場合の2つがある。

(元請)

- ① **燃料価格高騰分を全く収受できていない元請事業者が約3割。**
- ② その他約7割の元請事業者についても、半数以上の事業者が必要と考える額の一部しか収受できていない。

(下請)

- ③ 上記①の元請の下請事業者の**約7割は、元請に要請すらしていない。**
- ④ 上記②の元請の下請事業者の約8割は、元請に要請しており、要請された元請の大半は何らかの対応をしている。



交渉のスタート地点にも立っていない！

元請への要請が重要！

【荷主への転嫁方法の割合】
(燃料サーチャージとして転嫁：運賃料金として転嫁)

<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農水産品(米・野菜・果実・鮮魚等)、 ➢ スーパー、コンビニ等 	1 : 9
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 衣料品・雑貨等 	2 : 8
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 飲料水、酒・ビール、食品、生菓子・ケーキ等 	4 : 6

輸送品目別に転嫁方法を検討し、交渉することも必要

トラック事業者が交渉に取り組みやすい環境整備のため、

- ・地方運輸局、運輸支局がトラック事業者の要望に応じてきめ細かく対応
 - ・11月を「適正取引推進(サーチャージ導入・価格転嫁)強化月間」と設定
- など荷主等とトラック事業者の適正取引推進(サーチャージ導入・価格転嫁)について強力に推進

【主な実施事項】

- ① 各地方運輸局・運輸支局において定期的に適正取引推進(サーチャージ導入・価格転嫁)の説明会を開催
- ② 各地方運輸局・運輸支局職員が出張説明会を実施
- ③ 交渉の場において、各地方運輸局・運輸支局職員が、適正取引推進(サーチャージ導入・価格転嫁)について説明
 - (1)トラック事業者と荷主の交渉の場
 - (2)トラック協会が設定するトラック事業者と荷主の交渉の場
- ④ ①～③の取組とあわせ、トラック協会において、原価計算など、価格転嫁交渉に必要な知識について周知
- ⑤ 適正取引推進(サーチャージ導入・価格転嫁)強化月間の設定、相談窓口の再周知

平成26年12月31日現在

主な実施事項	募集回数 (依頼件数)	開催回数 (開催件数)	参加 人数	備 考
①各地方運輸局・運輸支局において定期的に適正取引推進(サーチャージ導入・価格転嫁)の説明会	39	14	140	※ 1月、12回実施予定 ※ 2月、6回実施予定
②各地方運輸局・運輸支局職員が出張説明会	20	20	1,247	※ 1月、10回実施予定 ※ 2月、6回実施予定 ※ 3月、2回実施予定
③交渉の場において、各地方運輸局・運輸支局職員が、適正取引推進(サーチャージ導入・価格転嫁)について説明	0	0	0	

平成26年12月31日現在

運輸局	届出件数	事業者数			車両数		
		届出事業者数	管内事業者数	割合(事業者数)	届出事業者保有車両数	管内事業者保有車両数	割合(車両数)
北海道	484	475	3,768	13%	26,290	70,911	37%
東北	788	761	4,740	16%	43,730	75,999	58%
関東	798	775	20,022	4%	131,122	338,426	39%
北陸信越	372	362	3,041	12%	25,326	55,067	46%
中部	825	784	7,187	11%	63,358	159,135	40%
近畿	774	769	9,902	8%	66,395	168,118	39%
中国	170	159	4,392	4%	24,859	67,265	37%
四国	489	483	2,397	20%	18,357	34,035	54%
九州	491	470	6,545	7%	33,595	104,547	32%
沖縄	5	3	916	0%	387	6,939	6%
合計	5,225 ^{※1}	5,070 ^{※1}	62,910 ^{※2}	8%	433,419	1,080,442 ^{※3}	40%

※1・・・「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」(平成20年3月14日)発出前の届出29件を含む

※2・・・平成24年度末現在、軽貨物を除く

※3・・・平成25年度末現在、軽貨物を除く